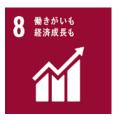


Japan Platform for Migrant Workers towards Responsible and Inclusive Society





「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム」(JP-MIRAI)

2022年活動計画

2021年12月6日 第2回会員総会合意資料

共同事務局

一般社団法人 ザ・グローバル・アライアンス・フォー・サステイナブル・サプライチェーン(ASSC) 独立行政法人 国際協力機構(JICA)

JP-MIRAIの事業展望案~事業内容の整理



1. 外国人労働者への情報提供・現状把握

- 1-1. JP-MIRAIポータルサイト(アプリ)業務
- 1-2. 外国人労働者の現状分析及び関連業務

3. 企業・団体の取組みの支援

- 3-1. 外国人労働者の受入れに関わる調査研究業務
- 3-2. 会員の取組みの促進・支援業務
- 3-3.企業の人権DD・苦情処理メカニズム構築支援業務
- 3-4. 研修·勉強会等業務

2. 外国人労働者の相談・救済窓口

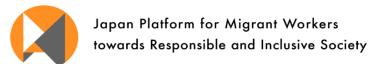
- 2-1. JP-MIRAI相談救済窓口業務
- 2-2. 相談関係団体ネットワーク業務
- 2-3. 外国人労働者ADRセンター業務

4. 会員間の協力

- 4-1. 外国人労働者に対する緊急支援
- 4-2. 将来の人材確保に向けた取り組み

5. 国内・海外への発信

- 5-1. 地域イベント支援と国内メディアへの露出拡大
- 5-2. 国際社会への発信
- 5-3. JP-MIRAIの活動を共有するコミュニケーションツールの制作
- 5-4. 次世代育成 ~JP-MIRAI Youth



基本方針: 基幹事業の実施に加え、より多くの層に参加頂くために活動内容に多様性を持たせる

<主な活動>	<2022年の主な活動>	目標	関心層
1.外国人労働者への情報提供・現状把握	 1-1. JP-MIRAIポータルサイト(アプリ)業務 ・ JP-MIRAIポータル立ち上げ、充実、普及(国内・海外)、アプリ化。外国人労働者への情報提供拡大による外国人労働者の課題解決に貢献。 ・ コンテンツの充実・更新。 1-2. 外国人労働者の現状分析及び関連業務 ・ アンケート機能を設け、外国人労働者の声の把握と活用促進。 	1-1. コンテンツの充実(多言語)、アクセス拡大(10万人)。海外での普及(日本大使館、JICA、送出し国政府、業界団体と協力)1-2. アンケート回収2000人。その中からヒアリング20件。	
2. 外国人労働者の相談・救済窓口	2-1. JP-MIRAI相談救済窓口業務 ・ JP-MIRAI相談救済窓口の立ち上げ、運営体制構築。 「ビジネスと人権・指導原則」に沿った人権DD/苦情処理メカニズム構築 ・ 先行企業数社による一般社団法人設立、スキーム作り(2022年2月)。 ・ 参加企業の拡大により、より多くの企業のサプライチェーンに展開。 2-2. 相談関係団体ネットワーク業務 ・ 連携する関係機関・NPO等を特定し、連携活動(連絡会等)を開始。 ・ 各地域での伴走協力を開始する。(2022年後半以降、段階的拡大) 2-3. 外国人労働者ADRセンター支援業務 ・ 弁護士会等と連携の上、ADRセンターを設置する(2022年3月)。	2-1. 運営体制の構築2-2. ネットワーク参加団体の数: 20団体以上2-3. 利用実績: 5件以上	①全般 ②企業

<主な活動>	<2022年の主な活動>		目標	関心層
3. 企業・団体の 取組みの支援	3-1. 外国人労働者の受入れに関わる調査研究 • JP-MIRAIポータルで得らえたデータから、属性(出身国、在留資格、居住地、職種)毎の課題を分析する。 • 分析結果を公開セミナー等で報告する。	3-1.	属性ごとの分析報告書の 作成と公表(公開セミナー の実施)	
	3-2. 会員の取組みの促進・支援・会員が、行動原則に則った活動計画を作成し、半期に1度、進捗を報告。・会員の活動報告会を行い、優良事例として公開する。	3-2.	会員報告会:年2回	3-3.企業 3-4.全般
	3-3. 企業の人権DD・苦情処理メカニズム構築支援	3-3.	連携活動:1件以上	
	3-4. 研究会・勉強会等 会員向け・一般公開向けの研究会・勉強会を実施。 テーマ案:●諸外国のビジネスと人権の取組み、●他国の外国人労働者 受入れ制度比較(韓国、中国、中東など)●適切な受入れ認証制度、●特 定技能の課題(生じている課題と解決策)等 	3-4.	公開研究会:10回 会員向け勉強会:月1回	
	自治体向け勉強会:自治体のニーズに応えた勉強会の実施(月1回程度)特定業種やトピックに関心のある会員・会員外限定で議論する場も設定。			



<主な活動>	<2022年の主な活動>	目標	関心層
4. 会員間の協力 (コラボ事業)	 4-1. 外国人労働者に対する緊急支援 ・ 帰国困難者及び困窮者に対する会員による活動の実施(ニーズ、リソース次第) 4-2. 将来の人材確保に向けた取組み (JICA) ・ 介護、IT等の人材確保に向け、JICA主催国別セミナー等の支援 	行動原則の促進に沿った 会員の活動に対し、適宜 協力。 事務局は、協業促進・情報 拡散等の支援を実施	自治体、 中小事業 者、送出 国政府等
5. 国内外への情報発信	 5-1. 地域イベント支援とメディアへの露出拡大 ・ 地域における外国人との交流イベントの報道支援、先行自治体の取り組み取材・動画化を行う。 5-2. 国際社会への発信 ・ 米国大使館、ドイツ大使館、駐日EU代表部との交流・連携を開始する。送出国政府との対話、関心のある業界・企業の特定と協議開始。 ・ 国連ビジネスと人権フォーラム・アジアでの登壇機会を獲得する。 5-3. コミュニケーションツールの制作 ・ 2021年の年次報告書の完成、ウェブサイトへの掲載。要約版を多言語で作成し外国人労働者向けポータルに掲載する。 5-4. 次世代育成〜JP-MIRAI youth (JICA) ・ 若年層の活動の支援 	5-1.報道3件、動画1件 5-2.米国「人身取引報告書」Tier1へ改善。 登壇:1回以上。 5-3.年次報告書掲載 2022年2月。要約版のポータルへの多言語掲載5月(英語、中国語、ベトナム語。他の言語は別途検討)	自治体、 企業、新 たに会員 となる層
【番外】JP-MIRAI 新法人準備	新法人の企画立案・合意・準備 ・ 体制、規約改定、会費規定、事業内容の決定(2022年央の臨時総会で議論)	現会員の2/3以上の賛同(合意形成)	



Japan Platform for Migrant Workers towards Responsible and Inclusive Society

		77 (37						-				
主な事業(案)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
イベント等	●新規会員説 明会(毎月)	●アドバイザリー ●専門家会合		●専門家会 合	●アドバイ ザリー			●専門家 会合	●アドバイ ザリー		●アドバイ ザリー	●総会・ フォーラ ム
1. 外国人労働者への情報提供・現状把握 1-1. JP-MIRAIポータルサイト(アプリ)事業 1-2. 外国人労働者の現状分析及び関連業務		1-1.ポータル公開 1-2. 2021アン ケート報告会		1-1. アプリ 公開					1-1、1-2. 2022アン ケート(ポー タル)		1-2.アン ケート分析 報告	
2. 外国人労働者の相談・救済窓口 2-1. JP-MIRAI相談救済窓口 2-2. 相談関係団体ネットワーク業務 2-3. 外国人労働者ADRセンター業務	2-2. 相談関 係団体ネット ワーク構築 一	2-1. 窓口開設 (第1段階)	2-3.ADRセ ンター開始	2-1. 窓口 開設(企業 パイロット)			2. 中間報告会					
3. 企業・団体の取組みの支援 3-1. 外国人労働者受入れに関わる調査研究 3-2. 会員の取組みの促進・支援 3-3. 企業の人権DD・苦情処理メカニズム 構築支援 3-4. 研究会・勉強会等	3-4. 研究会 (受入れ制度 比較②)	強会 3-4. 研究会(受	3-1. 会員向 け勉強会 3-4. 研究会 (特定技能の 課題と対応 ①②)	3-2. 会員 活動計画提 出		3-1. 会員向け勉強会	向け勉強 会 3-4. 研	タルデー タを活用	向け勉強会 3-4. 研究	3-1. 会員向け勉強会	3-2. 会員 の活動報告 会②	
4. 会員間の協力 4-1. 外国人労働者に対する緊急支援 4-2. 将来の人材確保に向けた取組み	4-1. 新春企画「2040年 外国人との共生社会の実現セミナー」											
5. 国内外への発信5-1. 地域イベント支援とメディア露出拡大5-2. 国際社会への発信5-3. JP-MIRAIの活動を共有するコミュニケーションツールの制作5-4. 次世代育成 ~JP-MIRAI Youth	(専門家会合との連携)	5-2. 大使館連携 5-3. 年次報告書 完成・ウェブ掲載 5-4. Youth企画		5-2. 大使 館連携		5-2. 国連 ビジネスと 人権アジア フォーラム		5-1. 地域 イベント動 画制作 5-4. Youth企 画			5-2. 国連 ビジネスと 人権フォー ラム 5-4. Youth企 画	
【番外】JP-MIRAI新法人の設立準備)		検討事項の明確 化				会員アン ケート(会 費妥当性 等)			新規約·体 制等決定		アドバイザ リー合意	総会承認

JP-MIRAIポータルサイト(アプリ)業務



責任のある外国人労働者受け入れプラットフォーム(JP-MIRAI)が運営する外国人向け情報ポータルサイトが、2022年ついにスタートします!



外国人にとって 必要な情報をひとつに集約

くらし・仕事・住居・ルール・トラブルetc



8言語対応

英語・中国語・ベトナム語・タガログ語・インドネシア語・ミャンマー語・ポルトガル語・スペイン語



各在留資格に対応

高度人材・技能実習・特定技能・留学



困りごと・相談窓口を設置

既存の相談窓ロサイト/連絡先への誘導・メール・オペレーターへの取り次ぎ ※当面、対象者限定



スマホアプリにも対応

iOS・Androidスマホアプリの提供でいつで もスムーズにアクセス



JP-MIRAI事務局

責任ある外国人労働者受け入れプラット フォーム事務局 https://jp-mirai.org/jp/

PC画面イメージ



スマホ画面イメージ



3つのポイント

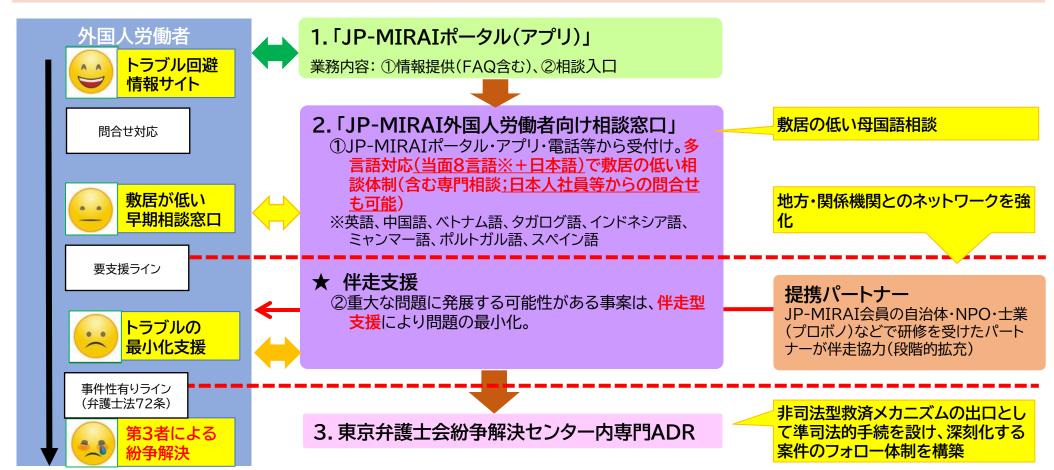
- 1. 公的機関及び多くの民間企業等と連携したコンテンツ拡充
- 2.全ての外国人労働者へ普及 JP-MIRAI会員及び行政機関・自治 体・NPO・同胞組織をSNS等を通じ た普及展開。
- 3. 来日前の外国人材にも発信 大使館、JICA等関係組織と連携し、 海外での日本での就労の魅力やキャ リアモデル、正しいルート、日本での 暮らしなどを発信。

JP-MIRAI相談·救済窓口業務(1)



1. 基本コンセプト

- (1) 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に沿った、独立性・中立性の高い外国人労働者の苦情処理・救済メカニズム構築(他の公的な窓口では解決が難しい問題について、敷居が低く母国語で相談・早期解決できる相談窓口を目指す)
- (2)伴走支援による問題の深刻化の防止(JP-MIRAI会員(自治体、NPO等)の協力によるネットワーク構築・対応)
- (3)紛争となった場合の早期解決のための「裁判外紛争解決手続(ADR)」仕組みの構築
- (4)企業単独では対応が難しい仕組みの共同構築 ~将来的には各種資金を得て、「誰も取り残さない窓口」を目指す



JP-MIRAI相談·救済窓口業務(2)



2.「外国人相談・救済パイロット事業(先行企業による取組み)」2022年2月以降 ~1年間(予定) 【民間企業資金】

- (1)参加企業:調整中 (継続募集中)
- (2) 対象外国人労働者:参加企業及び関連法人(サプライチェーン及び資本関係がある法人)に勤務する外国人労働者
- (3) 業務内容: ①相談窓口対応、②伴走支援、③ADR利用等
- (4) サプライチェーン管理:外国人労働者の保護に最大限配慮しつつ、相談の傾向などを参加企業にフィードバック (人権DDの取組に活用)
- (5) 運営委員会設置:外部有識者等が参加する運営委員会を設置し、中立的な事業運営

■参加企業のメリット(ご参考)

- (1) 外国人労働者の問題解決・最小化:問題の早期発見・対応による労働・生活問題の最小化。
- (2)社会貢献:日本初の「ビジネスと人権指導原則」準拠の人権DD及び救済メカニズム構築への貢献
- (3) 対外発信: CSR報告書等への記載による広報効果・企業価値向上。

3.「外国人相談・救済パイロット事業(実施基盤整備)」2022年2月以降 ~1年間(予定)

【JICA支援(調整中)】

- (1)目的
 - ① **仕組み構築**: 様々な在留資格の外国人労働者(特に脆弱層)を対象に、JP-MIRAIポータル(アプリ)、相談窓口・伴走支援等の展開を行い、将来の仕組み構築に貢献する
 - ② ネットワーク構築:JP-MIRAI会員(自治体、NPO等)との情報交換・レベルアップ、将来的な伴走支援体制構築。
- (2)業務内容: ①JP-MIRAI会員(自治体、NPO等)が支援対象とする外国人労働者向け相談窓口の試行的構築 ②外国人労働者からの相談内容を整理、FAQ化してJP-MIRAIポータルで公開 ③JP-MIRAI会員(自治体、NPO等)との定期的な連絡会開催(公的機関にも参加呼びかけ)

JP-MIRAI相談·救済窓口業務(3)



4. 東京弁護士会紛争解決センター内 専門ADR 2022年3月以降(予定)

(1)目的

東京弁護士会とJP-MIRAIが連携し、東京弁護士会の紛争解決センター内に、日本初の外国人労働者向けの専門ADRを開設し、紛争の早期解決を目指し、労使双方の負担軽減を目指す。

(2)業務の概要 (詳細は、東京弁護士会とJP-MIRAI事務局で協議中)

- ① JP-MIRAIは、事案の事前の整理、通訳派遣、フォローアップを行う
- ② 東京弁護士会は、利益相反等考慮して、あっせん人を選定し、裁判外紛争解決を行う
- ③ ADRの報酬は、原則として当事者負担(企業、外国人労働者)とする。(真に支払いが困難な外国人労働者に対しては、JP-MIRAIによる支援を検討する)



Japan Platform for Migrant Workers towards Responsible and Inclusive Society